

平成 23 年 2 月 24 日

生駒市議会議長 中谷尚敬殿

生駒市議会議員の定数削減を求める請願書について

1 要旨

平成 22 年第 5 回定期例会において、生駒市議会議員の定数を 18 人に削減する市民による直接請求と、20 人に削減する修正案が議員により提出されました。「市議会のうごき」2011 年 2 月 1 日号によれば、議会機能の向上が求められている現状において、24 人を維持すべきとの理由などにより、両案ともに否決されました。

しかし、定数削減は多くの市民の意思でありますので、生駒市議会議員の定数を削減してください。

2 理由

国の施策等

昭和 57 年の臨時行政調査会の行政改革に関する基本答申は「かなりの自治体がその自主的な判断によって議員定数を減少させてきており、なお一層の簡素化を図るべきである」。それ以後も、しばしば、臨時行政改革推進審議会で議員定数削減等の提言がされてきました。平成 7 年の地方分権推進法は「住民参加の充実のための措置等を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする」。これは平成 19 年の地方分権改革推進法にも引き継がれています。平成 10 年の地方分権推進計画は、地方議会の活性化の項目に「地方議会の自主的な組織・運営の合理化に努め、幅広く住民の意思を代表することが容易になるよう、環境整備を進める」。

これらを受けて、地方自治法は「議員定数の法定上限を設けた条例定数制度、常任委員会の数の制限の廃止と議員の常任委員会所属制限の廃止、地域協議会を置くことができる、町村の住民総会、議会の諮問会議等の設置」など様々な改正がなされました。

平成 21 年 6 月の地方制度調査会は「議会の会期に関しては、長期の会期を設定して、必要に応じて会議を開くなども活用して、議員同士の議論の機会を拡大させ、議会の審議の充実・活性化につなげていくべき。議員定数を定めるに当たっては、住民の理解を得られるものとなるよう十分に配慮すべき。地方分権が推進される中、地方自治体自らのチェック機能を高めていく必要があり、外部監査等を含めた監査機能の充実が必要」と答申。

生駒市の状況

生駒市の「平成 23 年度予算編成方針について」は「21 年度の経常収支比率は 95.5%。今後とも、市税が減少する中、地方交付税などの依存財源に頼らざるをえない財政構造であり、増え続ける社会保障関係費を賄うため、市独自の行政改革は避けられない」。

防府市の場合

山口県防府市（人口 12 万弱）では、平成 21 年市長が議員定数 27 を 13 に半減する公約で 4 選を果しました。昨年 9 月議会の議事録によれば、市長の議員定数半減の提案理由は、「市の財政の逼迫ではなく、行政改革に協力を願うため、10 年から 20 年先の防府市のため、また、定数削減で市民の声が届きにくくなるとの意見が多いので、100 人委員会の設置を考えている」とのことです。昨年 12 月には、市民団体が署名数 3 万 5 千余りを集めて、議員定数 27 から 17 への直接請求を提出。1 月、継続審議になったと報じられています。

理由

国の施策は「地方分権には地方の財政基盤の確立が必須であり、そのために、住民参加の充実のための措置を講ずることにより、議員定数の見直しもしていかなければならない」。これは山梨学院大学江藤俊昭教授の言う「議会力・自治力を低下させることなく、議会運営への住民の積極参加によって、議員定数の削減も可能となる」を期待するものと解釈されます。生駒市自治基本条例 10 条「議会は、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。」を踏まえて討議し、議員定数を削減してください。